

## 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬および費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人多良木福祉会（以下「この法人」という。）の定款第八条並びに第二一条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、役員及び評議員の職務執行の対価として支払う報酬費のことをいう。
- (5) 費用弁償とは、法人における評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合における出席旅費ならびにその他本会の業務執行のため出張した場合における旅費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

### (費用弁償)

第4条 役員及び評議員が理事会、評議員会および、役員・評議員がその他の会議等に出席するときは、その費用を弁償する。また、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席するときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会およびその他法人が必要と認めた会議

1日 2,000円

- (2) ただし、往復の交通費が2,000円を超える場合は旅費規程に準じて、実費額を弁償する。

3 職員理事及び事務局員が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席する場合は支給しない。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。